

地域計画

策定年月日	令和 7 年 3 月 3 1 日
更新年月日	令和 7 年 9 月 3 0 日 (第 1 回)
目標年度	令和 1 2 年度
市町村名 (市町村コード)	日光市 (0 9 2 0 6)
地域名 (地域内農業集落名)	日光地区 奥日光 所野 七里 野口 和泉 山久保 東小来川 宮小来川 南 小来川 中小来川 西小来川 滝ヶ原

*「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域及び農林業センサスの農業集落名を記載

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	379.1ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	222.2ha
② 田の面積	155.0ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	224.0ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	24.9ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	12.8ha
（参考）区域内における 70 歳以上の農業者の農地面積の合計	206.1ha
うち、後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考） 遊休農地面積 7.6ha（うち 1 号遊休農地 7.6ha、2 号遊休農地 0ha）	

*②及び③には、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載

*④には、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・大規模な営農者が少ない地域であることに加え、地域の農業者の高齢化が進み、離農者が増加し、また、後継者も少なく、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・人口自体が減り、消滅が危惧される集落もある。
- ・未整備の農地が多く、圃場が小さく不整形である。作業条件が悪いため、農地集積の支障になっている。
- ・農業だけで生活基盤が確立できないことが、後継者の確保、集落の維持を困難にする一因になっている。林業は、農業以上に深刻である。
- ・シカ、サル、イノシシなどの獣による農作物被害が多く、営農継続に支障が出ている地域もある。対策が功を奏さず、農業者のモチベーションが下がっている。
- ・気候変動による猛暑により、農作業の時間が確保できない、雑草の生長が早いなどの支障が生じている。

(3) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、高冷地野菜など、地域の特性に応じ多様な農業が展開されている。
日光産米のブランド化による差別化、付加価値の高い高収益作物の導入・安定生産、獣害の少ないトウガラシなどの導入、希少性のある漆（文化財補修の用途）の安定生産などに取り組み、農業所得の向上を図る。
- ・ソバの栽培、レンゲなどの鑑賞用草花の植栽などを継続し、耕作放棄地の発生を防いでいく。
- ・入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することにより地域の農地利用を維持し、また、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。
- ・獣害等により営農継続が困難な農地については、非農地としての利用も検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	11.8%	将来の目標とする集積率	12.5%
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・担い手が利用する農地の団地の数の減少及び団地1つ当たりの面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集約化の取組	
・未整備の圃場が多く、借り手の障害となっているため、基盤整備等の条件整備を行うことにより、担い手を育成し、農地の集積を図る。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・地区内の農地所有者は、原則として農地中間管理機構へ貸し付けを行い、入りを希望する農業者や新規就農者を受け入れ、将来的には担い手への農地集積を目指していく。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域の中小規模の農家が今後も経営を継続できる環境を整えていく。	
・地域の農業者の経営安定・負担軽減のため、農業機械・施設の導入、更新の際	

は、共同購入・共同利用を視野に入れ、補助事業を活用する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・集落での平時の話し合いや情報交換などにより、農作業の委託の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。

任意記載事項（地域の実情に応じた取組）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業
☐	④輸出	☐	⑤果樹等	☐	⑥燃料・資源作物等
☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携
☒	⑩その他				

【選択した上記の取組内容】

- ① ・市鳥獣対策担当課と連携し、侵入防止柵や罠の設置等を行い、被害発生防止、捕獲体制の強化に取り組む。
- ⑦ ・耕作放棄など、農地の管理が行き届かない地域においては、最低限度、荒廃が進まないよう、草刈りを継続し、保全・管理に取り組み、農村風景を守っていく。
- ⑩ ・史跡の活用
 景観を維持しつつ、遊歩道を整備したりし、史跡巡りコース紹介をするなど、SNSなどを通じて地域の魅力を発信する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和12年度)				
		経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			別添のとおり			ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	経営体		ha	ha		ha	ha		

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図

(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）の活用

農用地所有者等数（人）	—	うち計画同意者数（人・％）	—
-------------	---	---------------	---

* 農業経営基盤強化促進法第22条の3の規定を活用する場合に記載